

九州精神科病院協会会則

(名称と事務所)

第1条

本会は、九州精神科病院協会といい、事務局を会長の指定する事務所におく。

(目的と事業)

第2条

本会は、日本精神科病院協会・全国各地精神科病院協会・九州の精神医療関係諸施設・九州各県医師会と密接な連絡を保ち、九州地区の精神科病院・その他精神障害者の医療施設の向上発展を計り、もって社会福祉の増進に貢献することを目的とする。

第3条

本会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

1. 精神科病院その他精神障害者に対する施設及びその管理運営の改善
2. 精神障害者諸施設間の相互扶助
3. 関係職員の教育指導及び表彰
4. 精神医療思想の啓発・普及
5. 九州精神医療学会の開催及び九州精神神経学会の後援
6. 精神医療関係の雑誌・会報・資料等の発行
7. 精神障害者の医療及び保護につき、関係官庁・日本精神科病院協会・医師会への意見具申
8. その他本会の目的達成に必要な事項

(会員)

第4条

九州各県精神科病院協会の会員はすべて本会の会員とする。

第5条

会員で本会の名誉を毀損し、又は目的・趣旨に反する行動があった時は、総会の議決を経て除名することが出来る。

(役員)

第6条

本会に下記役員を置く。

・会長 1名 ・理事 9名 (内会長1名含む) ・監事 2名

本会に名誉会長・顧問を置くことが出来る。なお、日本精神科病院協会九州地区役員の内1名は会長が兼任し、他は理事会が推薦する。

第7条

会長は理事会の互選により選出し、理事は九州精神科病院協会会長及び各県の会長とする。九精協会長が県の会長を兼ねているときは別に理事を補充することが出来る。監事は会員中より総会に於いて選出する。

任期は夫々2年とし、再任を妨げない。

顧問は総会に於いて推薦し、任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(会議)

第8条

会議は定期総会・臨時総会・理事会とする。定期総会は毎年九州精神医療学会開催時に開く。臨時総会・理事会は必要の都度開催する。会議はすべて会長が招集する。

第9条

下記事項は総会に於いて決議しなければならない。

1. 予算及び決算
2. 事業計画
3. 会則の変更
4. その他、理事会が必要と認める事項

(会計)

第10条

会費は年額1病院36,000円・医院クリニック1院6,000円とする。但し、大学国公立病院は免除乃至軽減することが出来る。又特別会費を理事会の議決を経て徴収することがある。会計年度は、毎年10月1日より始まり翌年9月30日に終わる。

第11条

本会の資産は会長が管理し、監事2名が監査する。

(附則)

第12条

本会則は昭和33年4月より実施する。

| | |
|-------------|----------|
| 昭和59年10月26日 | 会則の一部変更 |
| 昭和61年10月3日 | 会則の一部変更 |
| 昭和63年11月4日 | 会則の字句の訂正 |
| 平成元年12月1日 | 会則の一部改訂 |
| 平成4年11月6日 | 会則の一部変更 |
| 平成8年11月21日 | 会則の一部変更 |
| 平成24年10月25日 | 会則の一部変更 |